

品目別、国・地域等別の残留農薬基準値表の見方及びFAQ

品目別、国・地域等別の残留農薬基準値表の見方について

- Q 1. 日本の「かんきつ類」は何を指しているのか？
- Q 2. 香港の☆「食物環境衛生署署長によるリスク評価」とはどのような意味か？
- Q 3. ベトナムの「輸入を認めない」とはどのような意味か？
- Q 4. 中国、インドネシア、フィリピン及びロシアの「基準値なし」とはどのような意味か？
- Q 5. 台湾の「柑桔」と「柑桔類」の違いは何か？
- Q 6. 各国・地域の当局 HP で基準値を確認したところ、複数の農薬成分が一括りになっているものと、個別の農薬成分ごとに記載されているものがあるが、何か違うのか？
- Q 7. 各国・地域の当局 HP で最新の基準値を確認したところ、農水省 HP の品目別、国・地域等別の残留農薬基準値と一部異なる数値であったが、どちらが正しいのか？
- Q 8. 最新の基準値や農水省 HP に公表されている 15 品目以外の農産物について知りたいがどうすれば良いか？
- Q 9. 輸出先国の残留農薬の規制に対応した防除体系や栽培方法について、参考となるものはないか？

品目別、国・地域等別の残留農薬基準値表の見方について

農薬の使用方法や残留農薬基準値は、それぞれの国が、農産物の栽培実態や病虫害の種類などの特性を踏まえ、科学的根拠に基づく審査によって定めています。したがって、同じ農薬成分であっても使用方法などが異なる国においては、日本と残留農薬基準値が異なる場合があります。

この表は我が国で広く生産されている15品目(コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ(かんきつ類、温州みかん)、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ)について、輸出先国等(Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦)における残留農薬基準値の有無、設定がある場合にはその残留農薬基準値を調査することで、輸出の参考としていただくために作成しました。

本表において、

- (1)輸出先国に残留農薬基準値がある場合には、その基準値
- (2)輸出先国に残留農薬基準値がない場合には、
 - (ア)一律の残留農薬基準値(0.01 mg/kg など)
 - (イ)「不検出」(検出限界未満)
 - (ウ)「基準値なし」(ネガティブリスト制度で基準値が設定されていない。原則使用可能。)
 - (エ)「対象外」(ポジティブリスト制度で規制の対象外。原則使用可能)のいずれかの表記となっています。

「登録の有無」は日本における当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無、「適用の有無」は日本における当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無を示しています。ありの場合「○」、なしの場合「×」としており、登録がありかつ適用がある農薬成分の場合、水色で表示しています。

我が国における農薬の安全性などの情報については、下記 URL をご参照ください。

(農薬コーナー)

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

(農薬に関するよくある質問)

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/attach/pdf/index-3.pdf>

○ 調査対象品目 (15 品目)

コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ

○ 調査対象国・地域等（国際基準及び20か国・地域）

日本、Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦

※調査対象国・地域等については、その国・地域の残留農薬基準値の関連法規のWEBサイトや入手方法についても紹介しています。

○ 調査対象農薬成分

調査対象品目に対し、日本において残留農薬基準値の設定がある農薬成分

○ 基準値の調査頻度

令和4年5月1日から令和5年3月1日まで毎月1日に合わせて調査を実施し、毎月更新します。前月1日時点からの更新があった農薬成分は「前月比較での更新情報」を参照ください。

※基準値は各国・地域等のwebサイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、正確性を保証するものではありません。本基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認してください。

「登録の有無」は当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無、「適用の有無」は当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無を示しています。ありの場合「○」、なしの場合「×」としており、登録がありかつ適用がある農薬成分の場合、水色で表示しています。

①

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本の基準値 (mg/kg)	CODEXの基準値 (mg/kg)	香港の基準値 (mg/kg)	台湾の基準値 (mg/kg)	韓国の基準値 (mg/kg)
2,4-D	2,4-D	○	○	0.1	[穀]0.1	[穀]0.5 [玄]0.1 [精]0.1	[米類]0.1	[米]0.05
2,4-DB	2,4-DB	×	×	0.02	—	[☆]	不検出	0.01
4-CPA	4-クロルフェノキシ酢酸	○	×	0.02	—	[☆]	不検出	0.01
BHC	BHC	×	×	0.2	—	[☆]	不検出	0.01
DBEDC	DBEDC	○	×	0.5	—	[☆]	不検出	0.01
DDT	DDT	×	×	0.2	[穀]0.1	[穀]0.1	不検出	[穀]0.1 ※2
EPN	EPN	×	×	0.02	—	[☆]	不検出	0.01
EPTC	EPTC	×	×	0.1	—	[☆]	不検出	0.01
MCPA	MCPA	○	○	0.1	—	[☆]	不検出	[米]0.05
MCPB	MCPB	○	○	0.1	—	[☆]	[米類]0.1	[米]0.01 ※2
LINDANE	γ-BHC	×	×	0.3	—	[☆]	不検出	0.01
IMAZALIL	イマザリル	×	×	0.05	—	[☆]	不検出	[米]0.05 ※2
IMAZETHAPYR AMMONIUM	イマゼタピルアンモニウム塩	×	×	0.2	[米]0.1	—	不検出	0.01
IMAZOSULFURON	イマズスルフロソ	○	○	0.1	—	[穀]0.02	[米類]0.5	[米]0.1
IMIDACLOPRID	イミダクロプリド	○	○	1	[穀]10.05	[穀]0.05	[米類]0.2	[米]0.2
IMINOCTADINE	イミノクタジン	○	○	0.03	—	[☆]	[米類]0.05	[米]0.05
INDANOFAN	インダノファン	○	○	0.05	—	[☆]	不検出	[米]0.1
INPYRFLUXAM	インピルフルキサム	○	○	0.01	—	[☆]	不検出	0.01

各国に残留農薬基準値の設定が無い場合は、各国で定められた優先順位に従い各基準値が適用されます。
※ 例えば、農薬残留基準値が設定されていない物質で、Codex で基準値が設定されているものは、その基準値が適用され、Codex 基準値にも設定されていないものは、不検出としている国もあります。

②

規定形式	ポジティブリスト	—	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ネガティブリスト
優先順位1	—	基準値なし	[☆] 食物流境衛生審判によるリスク評価	不検出	一律基準値 (0.01ppm)	基準値なし
優先順位2	—	—	—	—	—	—
優先順位3	—	—	—	—	—	—
基準値取得日	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1
関連法規等	食品衛生法第11条第1項に基づき「食品、添加物等の規格基準」A食品一般の成分規格	INTERNATIONAL FOOD STANDARD CAC/MRL 2-2017	公衆衛生及び市政条例 食物内除害剤類 除害剤類 (第132CM章)	食品安全衛生管理法 中華民国107年9月12日衛生福利部衛生署令 授食字第1071302309号令 修正發布第3条附表一及び第6条附表五	食品衛生法 食品医薬品安全処告示 第2017-102号	中華人民共和国 食品安全法 食品中农药最大残留限量 (GB 2763-2019)

各国の残留農薬基準値の関連法規は、残留農薬基準値を設定する上での品目名や検体が日本と異なるため、関連法規を直接確認する際はこちらを参考にしてください。

③

各国資料等で検索する場合の品目名	検体
[米]: GC 0649 - Rice [穀]: GC 0080 - Cereal grains	[穀]: 稲穀 [玄]: 糙米 [精]: 精米 [穀]: 穀類
玄米	Whole commodity Rice, bran; rice, husked; rice, polished. Whole commodity as prepared for wholesale or retail distribution. Rice bran, processed.
	the forms on market.
	脱穀したもの
	whole grain

Q1：日本の「かんきつ類」は何を指しているのか？

A1：日本の「かんきつ類」の基準値は「みかん」「オレンジ」「グレープフルーツ」「なつみかんの果実全体」「ライム」「レモン」以外のかんきつ類の基準値を示しています。

「みかん」「オレンジ」「グレープフルーツ」「なつみかんの果実全体」「ライム」「レモン」の基準値は日本食品化学研究振興財団の残留農薬基準値検索システム (https://db.ffcr.or.jp/front/food_group_comp) を参照ください。

Q2：香港の☆「食物環境衛生署署長によるリスク評価」とはどういう意味か？

A2：香港の「Pesticide Residues in Food Regulation（以下「規則」という。）」の別表において、食品及び農薬の組み合わせで残留農薬基準が規定されていない場合、残留農薬基準値表で「☆」と表示しています。

この場合、食物環境衛生署署長が現地の食品消費パターン等を考慮してリスク評価を行い、当該食品の消費が健康に危険もしくは悪影響を与えないと判断された場合に輸入が許可されると規定されています（規則4（1）

（f）及び「Pesticide Residues in Food Regulation(Cap.132CM) User Guidelines（以下「ガイドライン」という。）」Chapter1.6）。また、当該リスク評価に要する時間は事例毎に異なるとされています（ガイドライン Chapter4 3）。

（参考）

○Pesticide Residues in Food Regulation

https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132CM!en@2015-01-29T00:00:00?INDEX_CS=N

○Pesticide Residues in Food Regulation User Guidelines

http://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/files/Pesticide_Residues_in_Food_Guidelines_e.pdf

Q3：ベトナムの「輸入を認めない」とはどういう意味か？

A3：ベトナム保健省が定めている残留農薬基準値に係る通達で規定されていない品目・農薬有効成分の組み合わせであり、ベトナム保健省にどのような扱いとなるかを照会したところ「輸入を認めない」との回答であったためこのように記載しています。

Q4：中国、インドネシア、フィリピン及びロシアの「基準値なし」とはどういう意味か？

A4:当該国の残留農薬規制上、記載の品目・農薬有効成分については残留基準値がなく規制対象となっていないという意味です。

Q5:台湾の「柑桔」と「柑桔類」の違いは何か？

A5:台湾の関係法規である「附表五 農薬残留容許量標準表中農作物類農産品之分類表(※)」にて、柑桔類は「柑桔、檸檬(含萊姆)(レモン(ライムを含む))、柚子(文旦・サボン)、葡萄柚(グレープフルーツ)等。」と記載されています。「柑桔」は、みかん、ポンカン、金柑、オレンジが該当します。調査品目の「かんきつ類」は「柑桔類」を、「温州みかん」は「柑桔」を参照しています。「柑桔」に該当するみかん、ポンカン、金柑、オレンジは「かんきつ類」ではなく「温州みかん」を参照ください。

なお、台湾の場合、「柑桔類」の英訳は「Citrus」、「柑桔」の英訳は「Citrus fruit」となっています。

(※「附表五 農薬残留容許量標準表中農作物類農産品之分類表」は、ページ内に掲載している「各国・地域等のMRL確認ウェブサイト等」及び「各国・地域の関連法規の入手方法」を参考に台湾の情報をお調べください。)

Q6:各国・地域の当局HPで基準値を確認したところ、複数の農薬成分が一括りになっているものと、個別の農薬成分ごとに記載されているものがあるが、何か違うのか？

A6:日本において残留農薬基準値の設定があり、かつ当該品目に対し適用がある農薬成分(※)について、調査対象国・地域等の基準値を調査し、一覧表にまとめております。日本の残留農薬基準値は、複数の農薬成分が一括りになっているものや個別の農薬成分で記載されているものがあります。日本で、複数の農薬成分が一括りになっており、各国・地域等では別々に設定されている場合もあります。この場合は、複数の農薬成分のうち、各品目において、各国・地域等で一般的に規制されている(各国・地域等で対象品目において基準値が設定されていることが多い)農薬成分の基準値を記載しています。

残留農薬基準値を確認する際は、まずは確認したい国・地域等の個別の農薬成分の基準値を探し、個別の農薬成分がない場合は、複数の農薬成分が一括りになっている基準値をご確認ください。

※10月以降の基準日の調査での対応。9月までの基準日の調査においては、我が国で残留農薬基準値が設定されており、かつ我が国で農薬登録されている農薬成分のみを対象として調査。

(例)

「カルベンダジム, チオファネート, チオファネートメチル及びベノミル」の場合、調査対象の国・地域等で「カルベンダジム」が一般的に規制されている（各国・地域で対象品目において基準値が設定されていることが多い）ので、「カルベンダジム」の基準値を記載しています。

「ジクロロボス及びナレド」の場合、多くの調査対象の国・地域等では、「ジクロロボス」の対象品目における残留農薬基準値が設定されていますが、台湾、カナダ、米国においては対象品目について、「ジクロロボス」では基準値の設定はなく、「ナレド」で対象品目における残留農薬基準値が設定されていたため、「ナレド」の基準値を記載しています。

（なお、マレーシアは「ジクロロボス」と「ナレド」いずれも残留農薬基準値が個別に設定されてないため、マレーシアで定められた優先順位（マレーシアの場合、対象品目について当該成分の基準値が設定されていない場合は、Codex 基準値を採用することとなっており、Codex 基準でも設定されていない場合は、一律基準（0.01 ppm）を採用することとなっている）に従い、基準値を記載しております。）

Q7：各国・地域の当局 HP で最新の基準値を確認したところ、農水省 HP の品目別、国・地域等別の残留農薬基準値と一部異なる数値であったが、どちらが正しいのか？

A7：農水省の HP に掲載している品目別、国・地域等別の残留農薬基準値は、各国・地域等の web サイト等各種情報に基づいて作成していますが、正確性を保証するものではありません。本基準値は、ページ下部にある「基準値取得日」時点での数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国・地域の関係法規をご確認ください。

Q8：最新の基準値や農水省 HP に公表されている 15 品目以外の農産物について知りたいがどうすれば良いか？

A8：15 品目以外の農産物については、当省 web ページ上にある「各国・地域等の MRL 確認 Web サイト等」及び「各国・地域の関連法規の入手方法」を参考に輸出先国・地域の当局情報をお調べください。

○諸外国における残留農薬基準値に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

また、以下のサイトもご参考いただけます（最終的には輸出先国・地域の当局情報をご確認ください）。

*世界の MRL 検索参考 Web サイト(海外当局関係)

○ニュージーランド 第一次産業省

<https://www.mpi.govt.nz/growing-and-harvesting/plant-products/pesticide-maximum-residue-levels-mrls-for-plant-based-foods/>

○GLOBAL MRL DATABASE (米国 USDA が紹介) (米国分のみ無料)

<https://www.fas.usda.gov/maximum-residue-limits-mrl-database>

Q9：輸出先国の残留農薬の規制に対応した防除体系や栽培方法について、参考となるものはないか？

A9：農林水産省では、輸出先国の植物検疫や残留農薬基準などの規制に対応した防除体系や栽培方法の確立に向けた取組への支援を行っています。以下のリンクをご覧ください。

○輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援事業

<http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援事業では、農産物の輸出の実現を目指す産地等のご要望に応じ、産地が抱える課題の解決に向け、植物検疫や残留農薬等の専門家を現地に派遣しています。

○輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病害虫マニュアル (H26～H28)

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/export_manual.html

農水省では、輸出相手国での残留農薬基準値が設定されていない農薬等の使用を低減する新たな防除体系を確立し、マニュアル等を作成する取組への支援を行いました。

本事業は、既に終了していますが、産地で新たな輸出に取り組む場合に、輸出相手国の残留農薬基準値に対応した防除体系を検討する場合の事例として参照ください。